

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 公共交通機関の現状

本市においては、平成24年(2012)に唯一の鉄軌道系公共交通機関であった十和田観光電鉄線が廃止され、路線バスが公共交通の中心的な役割を担っている。

路線バスの運行状況を見ると、中心市街地を南北に貫く商店街が形成されている旧国道4号を軸として放射状のネットワークが形成されている。多くの路線が重複運行する区間においては比較的高頻度に運行しているものの、中心市街地付近においてもバス停徒歩圏域(半径300m)から外れ、公共交通が利用しにくいエリアが存在している。

公共交通の利用者数は減少傾向を示しており、これにともない市の財政負担額も増大してきているが、高齢化が進展していく中で公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要になるものと考えられ、自家用車に過度に依存しなくても安心して暮らし続けられるまちづくりを考えるうえでは、中心市街地へのアクセスや市街地内の回遊手段となる公共交通の利便性の確保・維持を図っていくことが不可欠である。

このため本市では、平成29年度に「十和田市地域公共交通網形成計画」を策定し、効果的・効率的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進めている。

また、公共交通ネットワークの“核”となっていた十和田市駅の廃止にともない、現状では中心市街地のほぼ中央に位置する十和田市中央バス停が交通拠点としての機能を担っているものの、ネットワークとしての分かりにくさや乗継利便性・待合環境などの問題を抱えている。また、観光路線バスや高速バスのなかには十和田市中央バス停には停車しない路線があるなど、観光客の回遊につながりにくい状況が生じており、都市活力の観点からも改善が必要となっている。

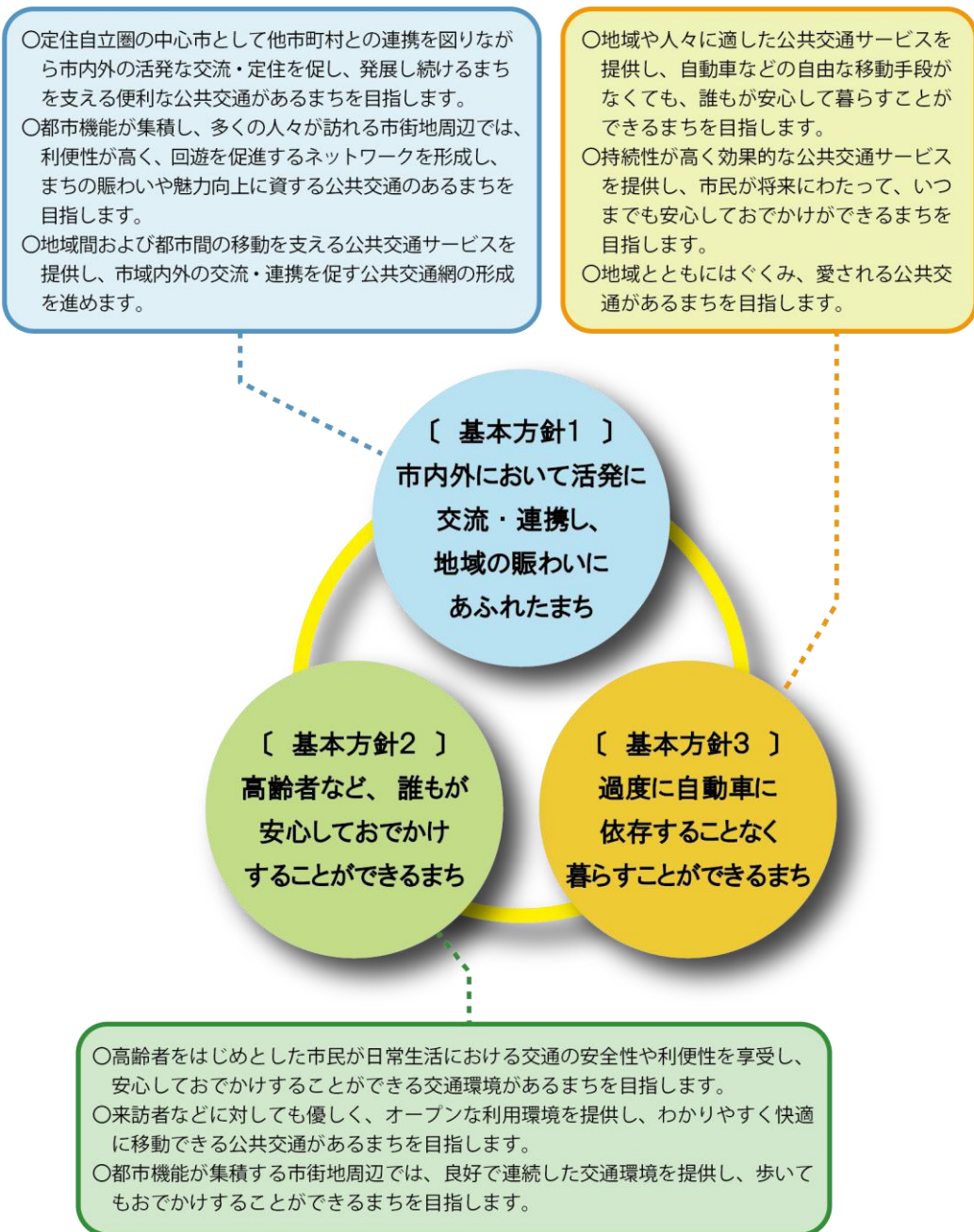


図 十和田市の公共交通が目指す姿（基本方針）

資料：十和田市地域公共交通網形成計画

（2）公共交通機関の利便性増進の必要性

こうした現状を踏まえ、公共交通ネットワークの“核”となる交通拠点の整備や中心市街地へのアクセス手段・市街地内の回遊手段となる公共交通サービスの充実を図ることで、公共交通全体の利便性向上・利用促進による持続性向上などに取り組んでいく必要がある。

（3）フォローアップの考え方

基本計画に位置づけられた事業については、毎年度、事業の進捗状況についての確認を行い、各事業主体とも十分に協議したうえで進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ることとする。

また、計画期間満了時点においても進捗状況を確認し、効果の検証等を実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 交通拠点整備事業 【再掲】 ■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備 ■実施時期 平成 31～33 年度	十和田市	<p>広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能も備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。</p> <p>新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることが期待される。</p> <p>また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 32～33 年度	
■事業名 事業活用調査事業 【再掲】 ■事業内容 社会資本整備総合交付金の中間・事後評価 ■実施時期 平成 33・35 年度	十和田市	<p>計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 33・35 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援策がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 市街地循環バス運行事業【再掲】</p> <p>■事業内容 市街地内を循環するコミュニティバスの運行</p> <p>■実施時期 平成 30～35 年度</p>	十和田市	<p>市街地内から中心市街地へのアクセス手段や、市街地内の回遊手段となる循環バスを新たに運行するものである。</p> <p>中心市街地への来街や市街地内の回遊の促進により、市民生活の利便性向上、まちの賑わいの創出につながることが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 なし</p>	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所

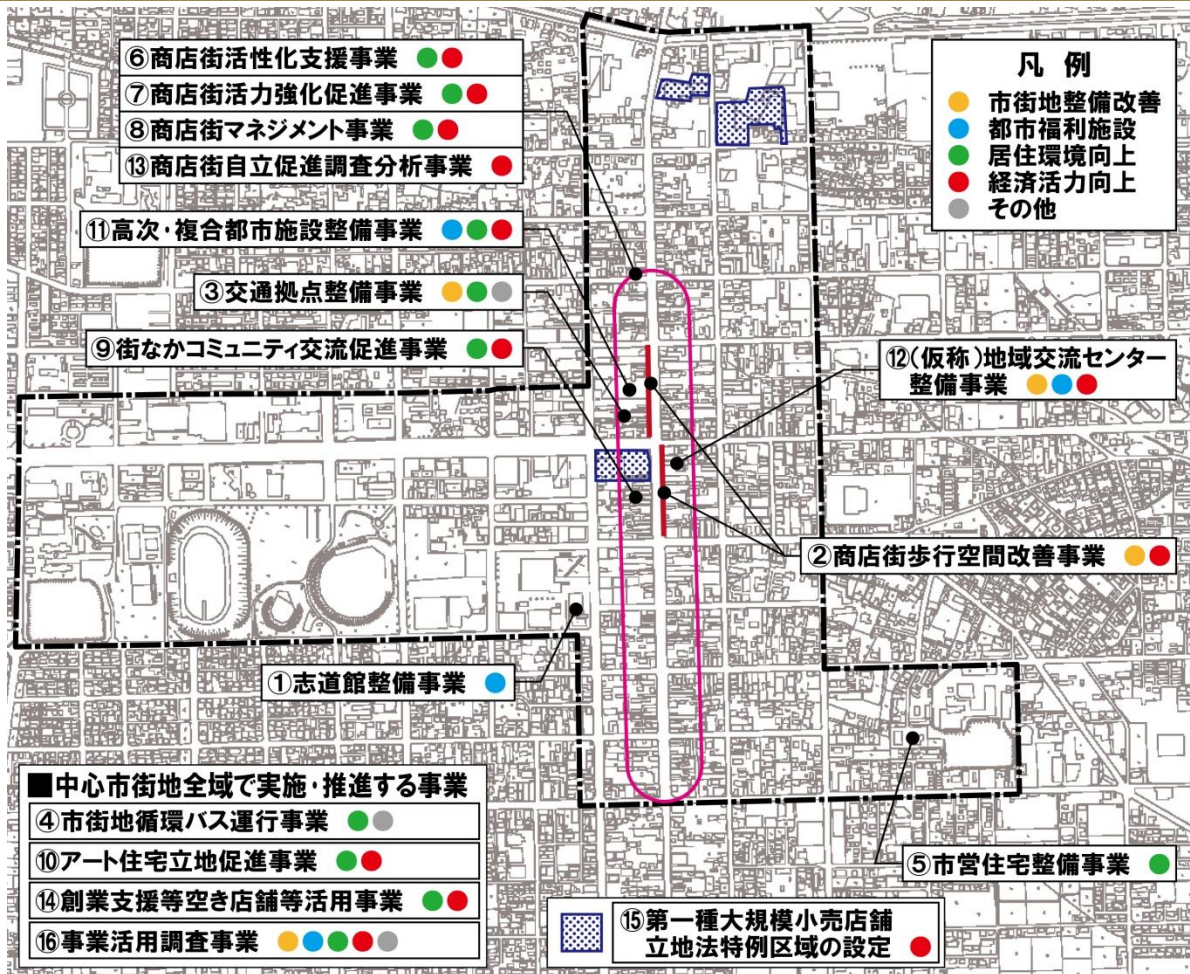


図 事業及び措置の実施個所

表 事業及び措置一覧

事業及び措置	区分				
	市街地整備改善	都市福祉施設	居住環境向上	経済活力向上	その他
① 志道館整備事業		●			
② 商店街歩行空間改善事業	●			●	
③ 交通拠点整備事業	●		●		●
④ 市街地循環バス運行事業			●		●
⑤ 市営住宅整備事業			●		
⑥ 商店街活性化支援事業			●	●	
⑦ 商店街活力強化促進事業			●	●	
⑧ 商店街マネジメント事業			●	●	
⑨ 街なかコミュニティ交流促進事業			●	●	
⑩ アート住宅立地促進事業			●	●	
⑪ 高次・複合都市施設整備事業		●	●	●	
⑫ (仮称)地域交流センター整備事業	●	●		●	
⑬ 商店街自立促進調査分析事業				●	
⑭ 創業支援等空き店舗等活用事業			●	●	
⑮ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定				●	
⑯ 事業活用調査事業	●	●	●	●	●